

○平川市入札傍聴要領

平成18年1月1日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、入札執行の適正を確保するため、入札執行を公開するに当たり、その傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 入札執行を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴申請書(別記様式)により受け付けし、係員の指示に従い傍聴するものとする。

(傍聴の定員等)

第3条 傍聴人の定員は、会場の都合によりその都度定めるものとする。

- 2 傍聴人の受付は、定員になり次第締め切るものとする。
- 3 入札会場への入室は、先着順とする。
- 4 傍聴人は、入札開始時刻までに入札会場への入室を終えなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札会場に入り、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (4) 前3号に定めるもののほか、入札執行を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、入札会場内においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入札の執行、経過、結果についての言動はしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、入札の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音等の制限)

第6条 傍聴人は、許可なく写真撮影、録音等をしてはならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(退室等)

第8条 入札執行者は、傍聴人がこの告示に違反すると認められるときは、係員に命じてこれを退室させるものとする。

2 前項の規定により退室させられた者は、当日の傍聴に再入室できないものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

平 川 市 長 様	年 月 日	生 年 月 日	氏 名	住 所	傍 聴 申 請 書
-----------------------	-------------	------------------	--------	--------	-----------------------